

平成30年

第10回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年12月26日(水)

伊勢原市農業委員会

## 第10回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月26日(水) 午前10時35分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 萩原 隆雄  
鈴木 雅之

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)

青木 優

今井 亮輔

荒井 昌稔

村井 善治

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前10時35分)

[事務局長]

それでは、第10回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、本日の会議の傍聴を希望される方はおりませんので、報告させていただきます。在任定数10名、欠席委員は、おりませんでした。出席委員10名で、定足数に達しておりますので、第10回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただ今から、第10回伊勢原市農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員は、8番 萩原 隆雄委員と9番 鈴木 雅之委員の両名にお願いします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案4件の計11件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が6件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成29年10月11日。市内沼目3丁目にお住まいの方が、池端字砂田の農地2筆、沼目字中道下の農地1筆、沼目字澤尻の農地2筆、計5筆、合計面積1,121㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年11月12日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成29年10月11日。市内沼目3丁目にお住まいの方2名、持分1/2ずつが、池端字東池田の農地1筆、沼目字中道下の農地1筆、計2筆、合計面積1,764㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年11月12日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成30年4月30日。市内伊勢原1丁目にお住まいの方が、伊勢原1丁目の農地1筆、面積288㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年12月4日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、平成30年4月30日。市内伊勢原4丁目にお住まいの方が、伊勢原4丁目の農地2筆、合計面積407㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年12月4日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、平成30年4月30日。市内伊勢原4丁目にお住まいの方が、池端字上中澤の農地3筆、池端字椿山の農地1筆、下糟屋字上中澤の農地6筆、沼目字坂戸の農地を1筆、伊勢原4丁目の農地を1筆、合計12筆、合計面積6,785㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年12月4日です。

次に、報告第1号の6です。相続日は、平成29年6月28日。市内小稲葉と相模原市にお住まいの方2名、持分1/2ずつが、小稲葉字久保田の農地5筆、合計面積1,440㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年12月7日です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が6件提出されたということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 特に、ございませんか。

[議 長] 報告事項でございますので、次に移らせていただきます。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は、市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で4件、5筆、面積1,474㎡の届出がございました。

地区は、伊勢原地区で3件、3筆、面積529㎡、比々多地区で1件、2筆、面積945㎡です。転用目的は一般個人住宅が3件、駐車場が1件になります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用ということで、4件ありましたという内容でございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] それでは、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で8件、13筆、面積2,678.92㎡の届出がございました。

地区は、伊勢原地区で2件、3筆、面積466㎡、比々多地区で2件、2筆、面積362㎡、成瀬地区で1件、1筆、面積277㎡、大田地区で3件、7筆、面積1,573.92㎡です。権利の種類は、全て所有権の移転となります。転用目的は、一般個人住宅が7件、資材置場が1件となっております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の所有権移転が伴う転用ということで、その届出が8件あったという内容でございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議長] よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] 次に移ります。

[議長] 報告第4号、農地転用事実に関する照会書についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号、農地の転用事実に関する照会書に対する回答について、今回、横浜地方法務局厚木支局から、農地転用の事実に関する照会がありました。

照会対象地は市街化区域で、沼目二丁目の1筆、面積396㎡についてです。図面番号は1番になります。あわせて公図をご覧ください。

この照会は「登記官照会」と言われるもので、登記地目が農地である土地について、農地以外の地目へ地目変更登記申請が行われた時に、県知事又は農業委員会の農地に該当しない旨の証明書又は転用許可書が添付されていない場合、転用許可の有無、対象農地の現況等について、法務局より農業委員会に照会することになっています。県の農地法関係の事務処理を定めた事務提要では、登記官照会があった時は、2週間以内に回答

することになっています。

今回、照会がありました筆は、昭和48年に分筆前の地番で集合住宅敷地として転用済です。その後、売買及び相続を経て、現在の所有者が所有しております。現地には、昭和58年に集合住宅が建築され今日に至ります。11月22日、地区委員さん4名と現地調査を行い、農地性が無いことを確認しました。また、県担当職員は転用済の市街化区域の筆ということで、その旨を回答するよう指示をいただいております。法務局への報告は、既に農地転用済で農地性は無い旨を回答しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。農地の転用事実に関する照会書、横浜地方法務局への回答の内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] よろしいですか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] それでは、次に進みます。

[議 長] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は座間市にお住まいの方で、被相続人の妻です。申請日は、12月6日。対象農地の明細は、11項です。小稲葉字八反地に4筆、面積は、1,152㎡です。12月18日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、12月19日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税の納税猶予の証明ということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 特に無いようでございますので、次に進ませていただきます。

[議 長] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について、公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用は不要です。今回、成瀬地区で1件、比々多地区で1件の工期変更についての届出がありました。

はじめに、報告第6号の1、図面番号は、2番です。あわせて、公図及び利用計画平面図をご覧ください。伊勢原市道路整備課長からの届出で、高森字宮ノ越1406番1、面積689㎡を、市道59号線歩道整備工事に伴う現場事務所や資機材置場等として使用するため、一時転用したいとの届出です。以前、届出が出ていましたが工事の遅れによる工事期間延伸の届出です。工事完了時期は、平成31年1月21日です。

次に、報告第6号の2、図面番号は3番です。併せて、公図及び利用計画平面図等をご覧ください。神奈川県平塚土木事務所長からの届出で、三ノ宮字下中島1668番1

の一部、面積1,009㎡のうち820㎡を、砂防指定「谷戸岡沢」における溪流保全工の整備に必要な仮設道路及び資材仮置場と掘削土仮置場として使用するため、一時転用の届出が出ていましたが、工事の遅れによる工事期間延伸の届出です。工事完了時期は、平成31年1月31日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、公共事業における工期の延長の届出が2件出たという内容になってございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。

今回は、高部屋地区で2件の届出がございました。

はじめに、報告第7号の1ですが、借り手が耕作を継続することが困難となったために合意解約をするものです。

次に、報告第7号の2ですが、貸し手側の家事軽減を目的に、別の方に貸すため合意解約をするものになります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、賃貸借の解約ということで、2件届出があったという内容です。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] それでは、次に移ります。議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、生産緑地地区の取得のあっせんについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、生産緑地地区の取得のあっせんについて、議案第1号、図面番号は、4番です。あわせて、公図をご覧ください。

対象の生産緑地は、高森7丁目の2筆、面積は990㎡です。買取申し出者は、市内高森4丁目の方で、本年10月26日開催の第8回総会で承認し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を発行しております。この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求があり、生産緑地法第13条により、市長から土地取得のあっせんの依頼がありましたので、各農業委員さんには、地元で当該土地取得希望者がいらっしゃる場合は、平成31年1月15日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。連絡がない場合は、土地取得希望者が無いものとして市長に報告をさせていただきます。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第1号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[委員] 地元の委員として確認させてください。主旨については、担当の方から御説明があつて問題ないんですけど、先日、地図も付いていたんで、地元でもあるので現地調査をしたんですけど。現地、明細地図も付いてますけれども、けっこう立派な温室が設置されているんですよ。地目は田ということなんですけれども、あつせんということとは、温室ありきのうえでのあつせんということなんですかね。要するに、買い手と売り手の問題だから、あとで取っ払って更地にしちゃうって、後の問題として捉えるのか、それとも、温室付きの農地であつて、そういうものを前提としてあつせんのか。業者としても、買い手としてもね、利用目的が一致すれば、売り手と買い手がうまくいくんでしょうけども、立派な温室なので。今後のこともあるので、ちょっと参考までに教えていただければと思います。

[事務局] 話がきているのは農地だけで、温室は含まないと。

[委員] そうするとね、売りたい買いたいという話じゃないですか、けっこう立派な温室ですから、これ撤去するには相当の経費が必要になってくるはずなんですよ。それを承知のうえでってことになってくるんですよ。そういうことにね、農地法の関係でね、今回の申請関係とは話はちょっと違うかもしれないんですけども。要するに、あつせんとなると、上物の有る無しによって利用形態が全然違ってくる可能性があるんですよ。その辺を、どういうふうに申請人は考えているのか、参考までに教えてくれればと思ひまして、お伺いしているんですけども。有っても無くても農地法では、関係ないんですかね。

[事務局] そうですね、譲渡し人としては温室を含めた形で売買という形で。

[委員] 逆にいうと、そういう面で、税金がかからないように譲りたいと思うんじゃないんですか。財産移管という形で。これ、続柄は、お子さんですよ。そうすると、親子関係で売買すれば税金上、けっこう言われることは無くなるからと考えるんですけども。そういうところは、農業委員会としては関係ないですよ。要するに、農地だけ売っておけば上物はあつたとしても、その許可だけで、実際の建物に価値があつたとしても、あとは税務署との話で済むことから、こういうふうにしたくないんじゃないかと考えるんですけど。

[委員] 温室っていうのは、ガラスのですか。

[委員] ビニールハウスじゃなくて、立派な、すごい建物なんです。そうなってくると、手続き上の話だから、農地法は問題ないんですよ。

[事務局] ただ、温室をやりたい方が、というのが対象になると思うんですけども。

[委員] これ、市長は手続き上、生産緑地を解除するときに市長に買い取り請求するじゃないですか、市長は買いませんよって話になれば、15日までに農家の方で誰か欲しい人はいませんか、ということのあつせんとして市長がされるわけですよ。何も無ければ、誰もいなければ、生産緑地の指定が解除されて、一般に売買なり譲渡することは支障ないよってことになるわけですよ。今の状況で、例えばですけど、温室があつてあつせんしたとしても、形式的にやるだけであつて、たまたまそこに温室付き大丈夫っていう人って、なかなか条件的にいないかと思うんですよ。さっき話が出てましたけども、日向の方でありましたよね、どこかありませんかねっていう人。そういう人とうまく一致

すれば、あっせんとしては、すごくいい話じゃないですか。だけど場所が違っちゃったと、全然違う話ですからね。今、田だよって言っというて、温室付きの話であっせんしないで、ただ田んぼですよってあっせんしても、現地を見たら田じゃないじゃないか、建物あるじゃんかって。この中には、温室って話は出てきていないんで、あえて聞いたんですけども。

[事務局] まあ、温室のあっせん。田って言ったら話が違うんじゃないかって。

[委員] そうすると、ただ形式的にやっているだけで。法律的に問題が無いなら結構ですけども。

[議長] 他に、ございましたら。

[委員] 今、話を聞いていまして、買い取り申出人と買い取り申し出事由の生じた者との関係は、どういう関係なんですか。勘違いをしているかもしれないので、確認したいんですけど。要するに、何かの理由があった者が買い取り申し出をする者に売る訳ですよ。買い取り申出人が市に出しているんですよ。市と買い取り申出人と買い取り事由が生じた者との関係性について、どういうふうな関係で、こういうことになっているのか。

[事務局] 生産緑地は、市長の方が設定解除をするもので、買い取りたい人が現れましたら市長の方で仲裁的に、その人に売ると、市を通して売るといような形になります。

[委員] ということは、買い取り申し出事由の生じた者が売る人ですか。それとも、買い取り申出をする者が市長に対して言ってるわけだから、この人が売るんですか。売り手と買い手と。

[議長] 買い取り事由の生じた人っていうのは、生産緑地として持ってられた人、その方が亡くなったので、相続か何かで買い取りを申し出する人に所有権が移っている。その方が市長に申出をしたと。

[委員] 市に対して、買い取りをしてくださいと。ということは、先ほどお話しがありました、田なのにハウスがあるよと、ということを含めて許可しなければならないことになりまますよね。

[委員] ちょっといいですか、この買い取り申出をする人は被相続人なんだよね、亡くなっちゃったんだよね。

[事務局] 身体的に、農業に従事することができなくなったという方で、まだ亡くなってません。

[委員] 要するに、生産緑地法で生産緑地に指定されちゃっていると、それで農業に従事できないんで解除するには市長に買ってくださいよって、一般的には申し出ますよね。で、市長は、市はいらないから、一般、公募の方で買う人いませんかっていう手続きですよ。で、いなければ自由に、この方が売買なり、所有権移転ができるっていうことですよ。だから、建物があっていいのって聞いたのは、そこなんです。

[議長] 生産緑地法の手続き的な話なんですよ、そこに何が建つていようが、それが生産緑地に指定されちゃってれば、それをまず解除しないと自由に本人は売買できませんので、その手続き上の話なの。



[委 員] 生産緑地だと、30年の縛りがありますよね、それで、これを買い取り請求をするとその30年の縛りがなくなるということでしょうか。

[事務局] 農業の主たる従事者が亡くなってしまうと、あと農業に身体的な事由で従事できないよという場合には、生産緑地の指定を解除する手続きを取ることができると。あとは、生産緑地法も改正されて、今後、30年問題というのでも出てきますので、その手続きを取らないと固定資産税が徐々に上がってしまうと。手続きを取っても10年毎に切られちゃいますので、10年間は農地並み、それを過ぎちゃうとってことになります。30年を過ぎると、申出をすることができますが、固定資産税は上がります。

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 特に、他にないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号については、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。申請は、伊勢原地区で1件、高部屋地区で1件、計2件の申請がありました。はじめに、議案第2号の1についてですが、申請後に雨水処理の調整池の関係で、伊勢原市まちづくり推進条例との調整に時間を要することから、一度、取下げされることとなりました。お手数ですが、議案第2号の1につきまして、斜線等を引いてください。次に、議案第2号の2、図面番号は、6番です。あわせて、公図、土地利用計画図、追加資料をご覧ください。

申請地は、西富岡字外堀の6筆、面積5,655㎡を貸駐車場とするために転用するものです。申請人は、市内西富岡にお住いの2名の方です。申請理由は、横浜市に支店を置き、大阪でクレーン作業による土木工事やクレーンリース業を営む法人へ、クレーン車の駐車場として賃貸するためです。権利関係は、賃貸借権です。クレーン会社は、現在、横浜市港北区内の2箇所の土地を賃借し、13台のクレーン車を保有し、首都圏を中心に事業展開を図っております。クレーン車は、新東名高速道路や厚木秦野道路建設にもリースされており、現場にも近く、今回、県中部・西部地区の需要の増加や2020年の東京オリンピック開催に関連するインフラ整備による道路、ビル建設等の需要の増大が今後も見込まれ、事業の拡大を図るため、首都圏、県内からもアクセス環境が良い場所にクレーン車の駐車場移転を計画しました。また、現在借りている港北区新吉田町の駐車場は一般車と共有のため、クレーン車を止めるには手狭で、他の車にも迷惑をかけており、新たに使用しやすい駐車場として、まとまった広い土地を探しておりました。計画地は、県道上粕屋厚木線沿いで、相模原大磯線や新東名伊勢原北ICにも近く、立地条件にも合い、将来的なクレーン車の拡充を含め、駐車するには十分な広さを確保でき、拠点には最適な場所と言えます。現在、賃借している港北区新吉田に駐車している4台分は解約をし、港北区高田町に駐車している9台のうちの2台を含め6台を計画地に移転します。クレーン会社は、計画地周辺で他を調査しましたが、立地的条件にも恵まれた土地は他には無いということで相談があり、高齢化に伴って農地の維持管理に苦

慮している状況で賃貸の話がありましたので、交渉の結果承諾し、転用申請となりました。申請地の立地基準は、第二東名高速道路や河川、宅地等により分断され農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準ですが、敷地周囲には地上高30cm、幅15cmの鍬止壁の上に高さ1.5mのメッシュフェンスと内側にU字溝を新設し、砂利・雨水の流出を防ぎます。また、従業員駐車場と隣接する農地、宅地の境には、土砂崩壊がおきないように間知積ブロック擁壁を設置し、法面についてはコンクリート吹き付けを行い、天端については転落防止用にメッシュフェンスを設置します。雨水は、敷地内自然浸透処理をし、U字溝からの雨水は貯留施設を地下に設置し処理をし、流出管を通して西側の渋田川に放流します。車両出入り口部分は、コンクリート舗装を施し、敷地内は砂利を敷き転圧処理をします。なお、敷地内の大蔵省名義の218番2につきましては、現在、関東財務局へ普通財産の売払い申請済みで、1月中には払い下げを受ける見込みです。従業員駐車場手前の水路については、市土木総務課へ占用申請を提出し、貯留施設から渋田川へ放流する流出管についても、市下水道業務課へ占用申請を提出します。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、まちづくり推進条例は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。また、転用面積が3,000㎡を超えるため、農業委員会の議決を得ましたら、県の常設審議委員会へ意見を求め、市と県の意見回答を得て、県農地課へ意見書を提出します。なお、本件は、二人の土地所有者がそれぞれの土地を一体としてクレーン会社に賃貸借するため、行為自体は4条申請にあたりますが、本来、利用する権利のない他の者の土地についても互いに利用する事になり、双方の権利の設定が必要となるため、申請においては譲受人・譲渡人は双方連名による申請となります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。ただ今、説明がありましたとおり、議案第2号の1につきましては取下げということでございますので、議案第2号の2について、地区担当委員さんの補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 12月24日に現地を調査しました。当該地は、道路に面しており、また、この図面のおり、他の農地への影響はありません。よって、許可できると認識しております。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委員] 追加で配布された資料の説明をお願いします。

[事務局] お手元のA4版の図面なんですけれども、従業員駐車場の所を切り土するもので、隣接地の崩壊を防ぐために間知ブロックを積むということで、その断面図になります。あと、周辺の敷地周囲に鍬止壁・ネットフェンスと説明しましたが、図面では判りづらいので、断面図、このようなネットフェンス、高さ、U字溝等を設置するものでございます。あと、集水枡の図面になっております。あと、現在使用している横浜市内の駐車場の図面や台数を記載したのものになります。新吉田町の駐車場ですが、形も不整形で使い勝手も悪く、近隣の方との供用ということから、こちらの駐車場を解約して今回の申請地に移す計画です。もう1カ所の駐車場についても、うち2台を今回の申請地の方へ移す計画です。

[議長] よろしいですか。

[委 員] 石積みは、どこに造るのですか。

[事務局] 図面の車両軌跡図があると思うんですけども、図面の右側の方になります。

[委 員] 現地調査で確認しましたが、現地、土手なんですよ。そこを削って従業員の駐車場を作るみたいなんです。そうすると、土手を石積みしないと崩れちゃうんで。右側に階段があるんですね、県道沿いに。そこに、この石積みをするような計画なんです、現地を見た限りでは。

[事務局] 造成断面図の上から2段目のところなんですけれども、石積みのようなものが描かれていると思うんですけども。現在は土手になっているんですけども、ここを切り土して、切り土した土は事業地内で処理するそうなんです、ここを駐車場として、この擁壁になっているんですけども。

[議 長] 他に、ございませんですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことで可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、農地の賃貸借等につきましては、利用権の設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。

利用権の設定は、農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回の新規の届け出は、2件ありました。内容といたしましては、2件ともに高部屋地区でありまして、2筆、面積は1,699㎡です。権利の種類は、いずれも賃貸借権です。

番号1の利用権の設定を受ける者に記載されていますオリジン東秀(株)は、弁当など惣菜販売を主体とする事業と、飲食業を主体事業とする外食事業の店舗を運営している法人で、自社事業で扱う惣菜の材料を確保するために農作物を栽培しております一般法人です。

番号2の利用権の設定を受ける者に記載されております方は、一般財団法人である東洋医学資源生薬研究財団の専務理事をされています方で、薬学博士の資格を持つ方です。借入をしている経営農地では、漢方薬の生薬の原料となるマオウや桔梗などの栽培をされております。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1から2については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「出願のとおり承認する」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、伊勢原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号、伊勢原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、次のとおり決定するものです。

なお、本件につきましては、8月27日に開催いたしました第6回全員協議会から、本日の第10回全員協議会まで、この間、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに協議させていただきました内容を踏まえまして、お諮りをさせていただくものです。

議案第4号 伊勢原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を読み、説明に代えさせていただきます。

議案第4号 伊勢原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律「昭和26年法律第88号」第7条の規定に基づき、伊勢原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり定める。

#### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

伊勢原市においては、北西部の丘陵地帯から南部・東部の平地まで農地が分布しており、それぞれの地域によって利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みが求められている。

特に、山際には遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作を中心とした野菜等との複合経営が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を踏まえ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、伊勢原市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図ることとされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

現状（平成30年3月）、管内農地面積 1,219.8ha、遊休農地面積 11.3ha、遊休農地の割合 0.93%。

3年後の目標（平成33年3月）、管内農地面積 1,202.4ha、遊休農地面積 9.8ha、遊休農地の割合 0.82%。

目標（平成36年3月）、管内農地面積 1,185.0ha、遊休農地面積 8.3ha、遊休農地の割合 0.70%。

管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値。

目標設定の考え方は、伊勢原市総合計画にあわせ、毎年0.5haの遊休農地の解消を目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- ②利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により、利用権設定や農地中間管理事業の活用を促進する。
- ③利用状況調査の実施時期にかかわらず、農地パトロール及び戸別訪問を積極的に実施し、遊休農地等の早期発見と利用促進に努める。
- ④担当地域内の現状把握のため、必要に応じ一筆調査を行う。
- ⑤農業委員会は、伊勢原市農業振興課、JA、県湘南地域県政総合センターと連携して、遊休農地の発生防止・解消に努める。

### 2 担い手への農地利用集積について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

現状（平成30年3月）、管内農地面積 1,219.8ha、農地利用集積面積 103.5ha、集積率 8.48%。

3年後の目標（平成33年3月）、管内農地面積 1,202.4ha、農地利用集積面積 118.5ha、集積率 9.86%。

目標（平成36年3月）、管内農地面積 1,185.0ha、農地利用集積面積 133.5ha、集積率 11.27%。

管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値。

目標設定の考え方は、伊勢原市総合計画にあわせ、毎年5haずつ集積面積を増やしていくこととする。

#### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

- ①地域ごとに人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場を通じて、それぞれの農業者の意志と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。
- ②人・農地プランを柱として農地利用集積を進めるため、農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度等を活用した農地集積事業の普及に努める。
- ③農業委員会は、伊勢原市農業振興課、JA、県湘南地域県政総合センターと連携して、担い手への農地利用集積・集約に努める。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

現状（平成30年3月）、新規参入者（個人） 6人、新規参入者取得面積 1.27ha、新規参入者（法人） 6法人、新規参入者取得面積 2.48ha。

3年後の目標（平成33年3月）、新規参入者（個人）9人、新規参入者取得面積2.17ha、新規参入者（法人）9法人、新規参入者取得面積3.98ha。

目標（平成36年3月）、新規参入者（個人）12人、新規参入者取得面積3.07ha、新規参入者（法人）12法人、新規参入者取得面積5.48ha。

現状については、平成25年度から平成29年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

目標設定の考え方は、過去の実績（平成25年度から平成29年度）から、個人については毎年1経営体の新規参入で0.30haの取得面積を、法人については毎年1経営体の新規参入で0.50haの取得面積を目標とする。

#### （2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①農業委員会は、伊勢原市農業振興課、JA、県湘南地域県政総合センターと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

②農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

#### 4 進捗状況の点検

毎年度、目標の達成に向けた取組の進捗状況を点検し、必要に応じて措置を講ずる。以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委員] 今後の伊勢原の農業をどうするのかということ考えた場合、やっぱり人と農地を切り離して考えることはできないと思うところがあります。そのためには、農業を取り巻く諸団体、市においては農業振興課、また委員会、農協においては営農というものがあります。前に、議長さんから組合長と話し合っただけで云々という話を聞きました。伊勢原の農業を考えていく場合は、これ三位一体、三つが一緒になって同じ土俵の中で考えていかないと、やはり伊勢原全体的な農業を考えることができないと思うんですね。当然のことながら、秦野市には、そうしたものがありますよね、あれは本当にいい組織だと思えますよね。組織というか、いい形の中で秦野の農業をよく考えた形の中で実践をしているのかな、と思います。先ほどの議長さんの話もありましたが、やはり先に向けた考え方をしなくてはいけないと思います。そうするには、各事務局の中でもっと連携を持った形の中で、一つ一つをですね、真剣に論議する必要があるのかなと。その中で、農業のあり方をですね、見いだすことができるのかなと思います。三つがバラバラのことをやっていたら、新たな方向性は開けてこないのかなというように思いますので、もっと事務局レベルの中で話し合ってもらって、いい方向を見つけ出すということが必要なのかなというように思います。

[議長] ありがとうございます。今、お話がありましたように、農協の幹部の方とはパイプができて、年2回ほど、お話し合いをしようという形になって、新年に入りまして、もう一度やろうという形でできております。その連携の必要性というのは、組合長も強く承知をしておりますし、こちらからもお願いをしております。ただ、現状、御案内のように、農協さん、湘南農協との合併の問題を控えておりますので、なかなか具体的な進展をみないというのが現状でございまして、さらに1月にそういう場が持たれますので、要請をしていきたいと考えております。

[議長] 他に、何かございますでしょうか。

[委員] 今、伊勢原市の農業について、将来ビジョンの何か資料というものはあるんですか。例

えば、田中の地域では果樹が盛んだよ、たくさん作ってるよ。大田地区は水田、稲作が盛んで、これに書いてあるとおりなんですけれども、日向地区や比々多地区はミカンは聞くけど他の農業についての記述はあまり見受けられない。鳥獣被害の話は出るんですけども、そうしたら逆に日向や比々多に区画整理をして鳥獣被害が防げるような圃場整備をしちゃえば、今まで田中に偏っていた果樹栽培が市の各地域に拠点ができるという構想が生まれてくると思うんですけども。そういう構想自体を、まだ作っていないのか、あるんだけど皆さんが知らないのか、各地域の特色は判るんですけども、それをどう運用するか、将来的にどうしていきたいのかが知りたいなと思っているんですね。この点が、あるのかどうかだけ知りたいんです。

[事務局] 市では、総合計画というものが作られており、今、後期5カ年の計画期間に入っています。その作成につきましては、農業委員会は直接、携わってはおりません。農業振興課の方で携わっています。4月冒頭、市長からのお話の中で、大きく利活用が動いてくるのは北インター周辺の整備の話があります。その際、調整区域から市街化区域にしていくことになると思います。関係所管課による話ですとか、農業振興課では農振法の関係で県との調整が出てくるかと思っています。お話がありました比々多地区や日向地区における土地改良事業についてですが、具体的には農林整備担当の内容になってしまうと思うんですけども、今、具体的にこの地区をどうするかという計画は無いと思います。ただ、困っているのは、山際にいきますと有害鳥獣の関係は困っていると。猿、鹿、猪だけではなく熊も出没していますので。

[委員] 有害鳥獣の関係の本を読みますとですね、山つきから200m離れると有害鳥獣の被害が激減するらしいんです。ということは、そういう区画整理を含めて、200mの部分を緩衝地帯にして、そうすると、極端な話をすれば段々に埋めてね、それでその部分を観光バスの駐車場にするとか、利用を考えてですね、そうすると山側に駐車場をもっていけば有害鳥獣の被害が少なくなる、それから平野部に向かって日向地区に、例えば田中の第二圃場みたいな形で集積をして観光バスがたくさん来るようにするとか、ゆうふうにするんですね、農業の六次化っていう形ですね、非常に伊勢原市の総合計画の中の観光を含めて、活力が生まれると思うんですよ。先に農家の方に示せば、こういうのをやってみたい人が出てくるはずなんですよ。そして、それに応援する人がいれば新規就農者も増えますし、鳥獣被害の逡減にも繋がると思いますので、そういうアバウトなビジョンでいいと思うんですけど、こういうふうにしたらどうですかっていうのを、ちょっと話してみたいんですよ。それには、市はどのように考えているのかが判らないと、それは補助金が絡むから嫌だよとか、県の方に相談してみるよとか、国の方に補助金申請してみるよとか、というようないろんな手段を考えるとと思うんですよ。そのビジョンがないと手段が思い浮かばないと思うんですよ。だから、今後、伊勢原の農業のあり方を頭の片隅に浮かべて議論をしてみたいと思うんです。そういう資料や情報をいただければ、ありがたいなと思います。

[議長] 委員さんのお話は十分判るんですけども、ただ農業委員会そのものが行政委員会なんですよ、市長部局とは離れちゃっているんですよ。予算の執行権もないし、農業委員会自体でやるときは、市にお願いした中でやってもらう、そういう形、スタンスなんですよ、農業委員会として。だから、市そのものは総合計画を作成した中で10年スパンの前期と後期に分かれていると。それをさらに3年毎の実施計画を作って、それを毎年、予算措置をして事業にもっていくと。そういうパターンなんですよ。その中に大きな事業についてはね、その中に組み入れてもらわないとできない話があるんですよ。

[委員] 提言もできないんですか。

[議 長] 提言はできます。ですから、農業委員と推進委員で市に対して農地の適正化の推進に関する事項ということで。それは、来年あたりから市に対しての要求はしていきたいと思っております。

[事務局] この件に関しましては、市、窓口は農業振興課になると思いますが、皆さんの意見を話していきたいと思えます。

[議 長] 貴重な御意見、ありがとうございました。他に、ございますでしょうか。

[委 員] 指針でね、今後の活動指針とするんだけどね、この案について、事前に市長部局は、事前に農業委員会が示した案について、指針を了承されているって理解でいいんですよ。

[事務局] 作成にあたっては、農業振興課の方と話をしています。

[委 員] 農業委員会で、いくら言ったって、話ができなければ何にもならないんでね。もう一点だけ、来年、年が明けたら人・農地プランの座談会に農業委員と推進委員に出なさいよって話じゃないですか。出てもさあ、具体的な考え方が決まっていなければ委員としての、個人的にはいいんだけど、委員としての発言って、迂闊なことは言えないじゃないですか。例えば、最後の方に新規参入者に対してサポート体制を構築していくって、言葉的には格好いいんですけどね、じゃあ具体的には何をしてくれるのっていうのを、みんな求めているんですよ。というのは、ここに書いてあることは、全国的なものが列記されているわけですよ。それを、どのように構築していくのってことが、ようやくここで指針を出してもさあ、もっと具体的な実行計画を出していかなくちゃあ、お経みたいなものを唱えてみたってさあ、何の効果も無いんじゃないのって言われちゃったらさあどうやって答弁するのってことになっちゃうわけ。指針ができれば、近いうちに実行計画を作る予定ってあるんですか。ただ、お題目だけ出したってさあ、何にもならないよ。関連する意見も、委員さんからも出てますけれども。市だって総合計画を作ると、今度は実行計画を作るんですよ、予算が伴う実行計画を作るんですよ、そして初めて日の目を見るわけ。ただ、お題目だけ整えたって、何の進展にもならないよってこともあるんだけど。農業委員会として、指針が承認されるっていうことになるんであれば、こいつをどうやって実行していくのっていうのは、伴ってくると思うんですけども。そうした計画は、どうなっているんですか。

[議 長] よろしいですか、基本的に今回の改正っていうのは、御案内のようにね、荒廃農地が大分出てきてるよっていう形の中で、一つは荒廃農地の解消ということですよ。それには、どうしたらいいのかっていう形の中で制度を改めて、推進委員を設けた。そうした、一つの大きな目的があるわけですよ。それで、ここに具体的な内容については、地元がメインになっている仕事ですから、地元に入っていた中で、その農地の適正化利用を推進していくのが我々の目的であるわけですよ。そこに荒廃農地があったら、他の人ができるんだったらやってもらおう斡旋とか。荒廃農地になりそうなところがあたら指導してもらおうとか。そういう仕事ですよ。具体的に、何かを作り上げていこうというんじゃないくて、事業をやっているっていうんじゃないくて、その地域の農業の農地の適正化を図っていただくというのが本来の仕事ではないのかと、いうように考えているんですけども。

[委 員] 座談会の時にさ、いろんなテーマがあるんだけどさ、今、議長が言われたように、みんながどう考えているのか聞いてくよっていう話、意見を集約すると、膝を交えた中で話を聞いてこいということがあるんですよ。だけど、課題があるわけだから、そんな



ったときに、道標として、伊勢原市として、農業委員会として、どういうことをやっていきますよ、ということが、ある程度、全部とは言わないけど、そういうものが場合によっては必要になってくるんじゃないかなって。

[議長] 先ほど、委員さんが言われたとおり、推進委員の方が接して、或いは農業委員の方が地元の方と接して、こういう相談があるよ、こういう問題があるよって。その取りまとめっていうのは、必要だと思うんですよ。だから、そういう取りまとめをした中で、それじゃあ、どうしようかって、そういう問題は当然出てくる話じゃないかなというふうに考えているんですよ。ですので、その辺を含めて、いわゆる地元の意見を吸い上げてもらって、委員会、或いは推進委員の中で検討していくと。それで、必要があれば市に要請していくと、そういう形になろうかと思うんですよ。

[委員] 要するに、市長部局がやるんだから、軽い気持ちで行けばいいんですよ。今までは、JAなり市長部局なり農業委員会がバラバラっていうかね、目的は一緒だったんだけどうまくリンクしてなかったんですよって思うんですよ。だけど、今度は三者一帯としてね、農業問題取り組みますよって、皆さん、何か良い意見ありませんかねっていう形で座談会に出席すればいいんですよね。

[委員] 今までの人・農地プランっていうのは、担い手っていうのは地域毎に決まっていて、その人たちの意見・要望っていうのを聞き取るような格好で、それを市として取りまとめ、県に言って、国にどうしてもやってもらいたいことがあるから、そういうのを吸い上げる。それが直ぐ実行できるかって言ったら、いろんな意見が出てくると思うんですけども。まずは、担い手、新規就農者の、今、だいたい全国で一年で10万人くらい農家が減っているんで。伊勢原市、今、人口の1.1%くらいなんですけども、販売農家として。将来的には、その半分以下、10年以内にはなると思うんですよ。農協の方では、作物別に、その販売している人の人数っていうのは毎年把握していて、将来的には、これくらい減っちゃうねって、たぶん湘南農協との合併も、そういう理由があって、せざるをえない状況になってるっていうのは、農業の実態なんですけども。でも、将来的には農地は残るんで、担い手にいかに早く農地を集積して、農地を守っていくっていうのが本来の目的じゃないかと思っていますけども。やっぱり、聞き役にならなくちゃいけないのかなって思うんです。

[議長] 基本的にね、人・農地プランは、その地域の農業を、今後どうしていくかっていう、そういう検討機関、大きな役割があるんじゃないかと。

[議長] 他に、無ければ裁決に移りたいと思いますので。よろしいですか。

[議長] それでは、質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号については、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【「挙手全員」】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり決定する」ことに可決決定をいたしました。

[議長] 以上をもちまして、第10回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[事務局長] どうもありがとうございました。次回の総会は、1月28日、月曜日です。今回と同

じように、はじめに全員協議会を開催し、その後に総会を開催いたします。よろしくお  
願いいたします。お疲れさまでした。

【 1 2 時 0 5 分 終 了 】